

第7回白川町農業委員会会議録

1 開催日時 令和6年7月29日(月) 午後2時00分から

2 開催場所 白川町役場分館大会議室

3 出席委員 会 長 14番 榊間 博幸君

農 業 委 員

1番 今井 智也君 2番 清水 寛之君 3番 西野 晃治君

5番 藤井 芳昭君 6番 田口 直樹君 7番 田口 裕和君

9番 渡邊 智明君 10番 藤井 一倫君 11番 佐伯美智代君

12番 藤井 好弘君 13番 土井 文子君

農地利用最適化推進委員

嶋崎 義和君 加藤 文男君 山下 良雄君 安江 桂君

熊崎 伸一君

4 欠席者 農業委員 4番 竹腰 清美君

推進委員 林 良彦君 伊佐治直哉君

5 事務局 事務局長 長尾 弘巳

書記 安江健太郎 渡邊 俊介

立川 崇

6 議事日程

第1 議事録署名者の指名について

第2 議第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議第20号 農地法第4条の規定による許可申請について

第4 議第21号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定
による農用地利用集積計画について

第5 その他

7 会議の概要

(14:00)

長尾事務局長 ただいまから第7回白川町農業委員会総会を開催します。

議 長 それでは、ただいまから令和6年第7回総会を開会します。本日の出席は、委員13名、推進委員6名です。「農業委員会等に関する法律」第27条に規定されている在任する委員の過半数の出席がありますので総会は成立します。

それでは、日程第1の白川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、12番藤井好弘委員、13番土井文子委員を指名します。なお、本日の会議書記には事務局職員を指名いたします。次に、日程第2の議第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

渡邊事務局員 「農地法第3条の規定による許可申請について」資料を基に説明した。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの申請番号1に関連して、地元委員による現地調査の結果ならびに補足説明を求めます。

安江定廣委員 申請番号1は坂ノ東地内畑1筆の所有権移転です。所有者は各務原市の〇〇さん、譲受人は川辺町の□□さんです。所有者は、高齢のため農業経営の縮小を考えています。譲受人は本申請地の近隣農地を所有しており、農業経営の拡大を考えています。7月27日に林推進委員と現地調査に行いました。所有者の実家は新津にありますが、40年ほど前に勤務先の各務原市に住宅を購入し、以降は各

務原市から通いで茶畑の管理をしていました。高齢になり管理が難しく、譲り渡しを考えていました。

譲受人は、川辺町在住ですが、新津が実家とともに茶園と水田を管理しています。今後申請地は土日を中心に耕作する予定です。農機を所有し、実家に茶の加工施設があり、自家製茶も可能です。将来的には地元に戻り、地元の農地を守る考えです。

議長 担当地区の推進委員が欠席ですので、次に申請番号2に関連して、地元委員による現地調査の結果ならびに補足説明を求めます。

今井智也委員 申請番号2は三川地内の畑2筆の所有権移転です。所有者は奈良県の▽▽さん、譲受人は愛知県の■●さんです。所有者は自身が所有する宅地と農地を売却したいと考えています。譲受人は▽▽さんが所有する宅地と農地を購入し、農業経営を考えています。

7月27日に伊佐治推進委員と現地調査を行いました。当該地は三川下平地内にあります。畑は長期間管理されておらず、やや荒れております。農地周辺もかなり草が生えていました。譲受人は年内にも白川町に移住予定で、準備を進めているとのこと。農地は荒れておりますが、家族とともに農業経営に取り組むお考えです。

議長 担当地区の推進委員が欠席ですので、申請番号3に関連して、地元委員による現地調査の結果ならびに補足説明を求めます。

藤井一倫委員 申請番号3は黒川中切地内の田4筆、畑8筆の所有権移転です。所有者は黒川の●●さん、譲受人は東白川村の■●さんです。所有者は、相続により本申請地を取得しましたが、仕事が多忙で、農地の管理が困難で譲り渡しを考えています。譲受人は、まとまった農地を取得して農業経営を考えています。

7月28日に山下推進委員と現地調査を行いました。譲受人は、東白川村で移住先の空き家を探していましたが、白川町の空き家バンクを通して●●さんの住

宅を購入することを決め、併せて農地も購入を希望しています。申請地は●●さんの実家と付帯する農地で親族は、全員町外に住んでおり、ご本人も、嫁ぎ先に農地もあることから、相続した農地を管理できない状態でした。譲受人は、年齢も若く、子どももいます。8月中に本町に転入を予定しています。

議 長 申請番号3に関連して、担当地区の推進委員である山下推進委員から申請内容について補足説明や意見はありますか。

山下推進委員 ●●さんは、農地と山林を多数所有しており、今後すべてを管理できないとのこと。■■さんも農業経営に意欲があり問題ないと思われます。

議 長 申請地の担当委員及び推進委員の説明が終了しましたので、これより議第19号について質疑に入ります。

(質疑なし)

議 長 質問等ないようですので採決いたします。議第19号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。議第19号の申請については原案のとおり決定いたします。次に、日程第3の議第20号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

渡邊事務局員 「農地法第4条の規定による許可申請について」資料を基に説明した。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの申請番号1に関連して、地元委員による現地調査の結果ならびに補足説明を求めます。

藤井一倫委員 申請番号1は黒川中切地内、畑1筆の転用です。申請者は●●さんです。本申請地は昭和47年ごろに農地法の手続きをせずに宅地造成し、現在に至っています。本申請には始末書が添付されており深く反省しています。

議 長 申請番号1に関連して、担当地区の推進委員である山下推進委員から申請内容について補足説明や意見はありますか。

山下推進委員 宅地造成は、先代の家族が行っており、家族はこれまで転用されていないことを知らなかったとのことでした。

議 長 申請地の担当委員及び推進委員の説明が終了しましたので、これより議第20号について質疑に入ります。

(質疑なし)

議 長 質問等ないようですので採決いたします。議第20号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。議第20号の申請については原案のとおり決定いたします。次に、日程第4の議第21号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

渡邊事務局員 「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画について」資料を基に説明した。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの申請番号1に関連して、地元委員による現地調査の結果ならびに補足説明を求めます。

田口裕和委員 申請番号1は上佐見地内、田5筆（現況地目）の利用権設定で、所有者は上佐見の〇〇さん、借受人は●●さんです。今回、新規での利用権設定です。所有者が今まで耕作してきましたが、医療施設に入所したことから、息子の●●さんが耕作を引き継ぎます。農地の状態は良好で、●●さんも若く、農業経営を継承できると思います。

議 長 申請番号1に関連して、担当推進委員である安江推進委員から申請内容について補足説明や意見はありますか。

安江推進委員 ○○さんは、体が不自由となり施設へ入居されました。息子さんは精力的に農業に励まれているので問題ないと思います。

議 長 次に、申請番号2から4に関連して、地元委員による現地調査の結果ならびに補足説明を求めます。

清水寛之委員 申請番号2、3については同じ借受人ですので合わせて説明します。申請番号2、3の借受人は○○さんです。申請番号2は下佐見地内田1筆、申請番号3は下佐見地内田2筆の利用権設定になります。申請番号2の所有者は下佐見の●●さん、申請番号3の所有者は下佐見の△△さんです。いずれの申請も新規です。申請番号2の農地は、これまで別の農家と利用権設定がされていましたが、その農家は白川町を離れており、現在は耕作していません。申請番号2は茶畑で借受人らが他の農家と共同で管理をしていました。申請番号3の農地は、所有者が高齢になり耕作が難しいため、管理を任せたいとのことで新規の利用権設定です。申請番号4は下佐見地内田2筆の利用権設定です。所有者は下佐見の□□さん、借受人は下佐見の■●さんです。本申請は利用権設定の更新です。所有者は、自営業が多忙で今後も耕作する予定がないため、貸し付けるものです。

議 長 申請番号2から4に関連して、担当推進委員である熊崎推進委員から申請内容について補足説明や意見はありますか。

熊崎推進委員 ○○さんは、10年前に移住され有機農業に取り組み、実績を重ねています。■●さんは、長年トマトの専業農家をしており、問題はないと考えます。

議 長 次に、申請番号5に関連して、地元委員による現地調査の結果ならびに補足説明を求めます。

藤井好弘委員 申請番号5は黒川鱒渕地内、田168筆、畑3筆の利用権設定です。所有者は計46名です。筆数、所有者数ともに多数なため、議案書資料で確認をお願いし

ます。借受人は農事組合法人鱒淵宮農組合です。本申請は利用権設定の更新です。
これまで、組合が農業経営基盤として耕作しており、今後も問題ないと考えられます。

議 長 申請番号５に関連して、担当推進委員である加藤推進委員から申請内容について補足説明や意見はありますか。

加藤推進委員 組合により管理されており、今後も農業経営基盤として活用されると考えられます。

議 長 申請地の担当委員及び推進委員の説明が終了しましたので、これより議第２１号について質疑に入ります。

(質疑なし)

議 長 質問等ないようですので採決いたします。議第２１号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。議第２１号の申請については原案のとおり決定いたします。

議 長 次に日程第５の「その他事項について」を議題に供します。事務局に説明を求めます。

安江事務局員 その他（農産物販売実績、岐阜県農業会議だより、農地パトロール）について資料を基に説明した。

議 長 事務局の説明が終わりました。その他事項についてご意見やご質問はありますか。

議 長 その他、意見等ありませんので次回農業委員会総会について事務局で調整をお願いします。

長尾事務局長 次回、農業委員会は8月27日（火）午後2時00分から本庁分館3階の大会議室での開催を予定しています。

議 長 次回の第8回農業委員会は、8月27日（火）午後2時00分から役場本庁分館の大会議室での開催といたしますのでよろしくお願いします。それでは白川町農業委員会第7回総会を閉会いたします。最後に職務代理者から閉会のあいさつをお願いします。

今井智也委員 閉会のあいさつをして総会終了を宣した。

（総会終了後、農地パトロールの打ち合わせを実施）

（14：50）